



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年10月31日金曜日 第658号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 知事指定薬物の指定……………（薬務衛生課）… 887
- 落札者等の告示……………（障がい福祉課）… 887
- 解除予定保安林にする旨の通知（3件）……………（森林整備課）… 887
- 解除予定保安林……………（ ）… 888
- 道路の区域変更（県道興居島循環線）……………（中予地方局管理課）… 888
- 土地改良区役員の就退任の届出……………（南予地方局農村整備課）… 888

訓 令

- 愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（健康増進課）… 889

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第954号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

令和7年10月31日

愛媛県知事 中村時広

1 薬物の名称

- (1) N-（2-メチルフェニル）-N-〔1-（2-フェニルエチル）ピペリジン-4-イル〕プロパンアミド及びその塩類

【通称名】ortho-Methylfentanyl、o-Methylfentanyl

- (2) 2-〔2-〔（4-エトキシフェニル）メチル〕-5-メチル-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル〕-N,N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類

【通称名】5-Methyl etodesnitazene、Etomethazene

- (3) 3-〔2-（ジメチルアミノ）エチル〕-1H-インドール-4-イル=プロピオナート及びその塩類

【通称名】4-Pro-DMT

2 指定の理由

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第6号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

令和7年11月1日

○愛媛県告示第955号

次のとおり落札者を決定した。

令和7年10月31日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
医療情報システムの借入れ 1式	愛媛県立子ども療育センター 愛媛県東温市田窪2135番地	令和7年9月11日	FLCS株式会社 四国支店 支店長 中原 啓介 香川県高松市藤塚町一丁目10番30号	5,478,000円 (月額)	一般競争入札	令和7年8月1日

○愛媛県告示第956号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年10月31日

愛媛県知事 中村時広

1 (1) 解除予定保安林の所在場所

東温市河之内字カラカイ乙1625の2、乙1632、乙1634の2、字三本松乙1636の8、乙1636の63、乙1636の65、乙1636の71、

乙1636の102、乙1636の174、乙1636の175、乙1636の182、乙1636の183、乙1636の185、乙1636の186、乙1636の188、乙1636の189、乙1636の191から乙1636の195まで、乙1636の199、乙1636の205、乙1636の206、乙1636の208

(2) 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2(1) 解除予定保安林の所在場所

東温市河之内字大屋敷乙1568、字三本松乙1620の119（次の図に示す部分に限る。）、乙1572の25・乙1620の121（以上2筆国有林。）、乙1572の26、乙1572の27、乙1572の29から乙1572の31まで、乙1620の104、乙1620の216、乙1620の219、乙1620の222、乙1620の227、乙1620の230、乙1620の232、乙1620の234、乙1620の236、乙1622

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第957号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 7 年10月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

西条市中野字大平ラ丙121の10（国有林）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第960号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和 7 年10月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	興居島循環線	松山市泊町甲104番7	旧	メートル 5.2～ 8.2	キロメートル 0.027	
			新	7.4～ 8.8	0.027	

○愛媛県告示第961号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、城辺土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和 7 年10月31日

愛媛県南予地方局長 大 崎 陳 洋

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	面 田 芳 紀	南宇和郡愛南町城辺甲4141番地 1
〃	上 田 隆 光	南宇和郡愛南町城辺甲3920番地
〃	西 本 繁 夫	南宇和郡愛南町城辺甲3724番地
〃	清 家 万茂留	南宇和郡愛南町城辺甲2844番地
〃	山 上 栄	南宇和郡愛南町城辺甲2608番地

○愛媛県告示第958号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 7 年10月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

西条市中野字大平ラ丙120の11・丙121の 9（以上2筆国有林。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

○愛媛県告示第959号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和 7 年10月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

松山市由良町乙274の4、乙274の5、乙275の1、乙279の3、乙279の4、乙281

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

指定理由の消滅

〃	田 口 弘 司	南宇和郡愛南町城辺甲2411番地 2
〃	松 下 健 三	南宇和郡愛南町城辺甲2172番地
〃	中 田 充	南宇和郡愛南町城辺甲570番地
〃	杉 尾 徹	南宇和郡愛南町城辺甲4220番地
〃	松 本 伯 竹	南宇和郡愛南町城辺甲4877番地
〃	平 田 貢	南宇和郡愛南町城辺甲616番地
〃	富 岡 盛 市	南宇和郡愛南町城辺乙412番地
〃	木 原 莊 二	南宇和郡愛南町御荘平城3872番地 7
監 事	清 家 久 雄	南宇和郡愛南町城辺甲2606番地
〃	廣 瀬 章	南宇和郡愛南町城辺乙285番地
〃	小 西 隆 広	南宇和郡愛南町城辺甲3788番地

退 任

役員の種類	氏名	住所
理事	面田芳紀	南宇和郡愛南町城辺甲4141番地1
〃	上田隆光	南宇和郡愛南町城辺甲3920番地
〃	西本繁夫	南宇和郡愛南町城辺甲3724番地
〃	清家万茂留	南宇和郡愛南町城辺甲2844番地
〃	山上栄	南宇和郡愛南町城辺甲2608番地
〃	田口弘司	南宇和郡愛南町城辺甲2411番地2
〃	松下健三	南宇和郡愛南町城辺甲2172番地
〃	中田充	南宇和郡愛南町城辺甲570番地

〃	光村禮伸	南宇和郡愛南町城辺甲2353番地
〃	松本伯竹	南宇和郡愛南町城辺甲4877番地
〃	平田貢	南宇和郡愛南町城辺甲616番地
〃	富岡盛市	南宇和郡愛南町城辺乙412番地
〃	木原莊二	南宇和郡愛南町御荘平城3872番地7
監事	清家久雄	南宇和郡愛南町城辺甲2606番地
〃	廣瀬章	南宇和郡愛南町城辺乙285番地
〃	小西隆広	南宇和郡愛南町城辺甲3788番地

訓令

○愛媛県訓令第12号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年10月31日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前						
別表第6（第4条関係）							別表第6（第4条関係）						
知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項							知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項						
組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分				組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者						知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長					主 幹	部 長	局 長
健 康 増 進 課	1～10 省略						健 康 増 進 課	1～10 省略					
	11 栄養 士法の 施行に 関する 事務						11 栄養 士法の 施行に 関する 事務	<u>1 栄養士の免許及び免許証の 交付（第4条第1項、第2 項）</u>				○	
								<u>2 免許の取消し及び名称の使 用の禁止（第5条第1項、第 3項）</u>	○				
		<u>1 栄養士名簿の訂正並びに免 許証の書換え交付及び再交付 （栄養士法施行令_____</u> <u>_____第3条第1項、第5条</u> <u>第1項、第6条第1項）</u>						<u>3 栄養士名簿の訂正並びに免 許証の書換え交付及び再交付 （栄養士法施行令（以下この 部において「政令」とい う。）第3条第1項、第5条 第1項、第6条第1項）</u>				○	
								<u>4 栄養士名簿の登録の抹消 （政令第4条第1項）</u>				○	
								<u>5 栄養士免許の取消し等に関 する通知（政令第7条）</u>				○	
								<u>6 栄養士免許証の返納（政令 第8条第1項、第3項）</u>				○	

[illegible]

附 則

この訓令は、令和7年11月1日から施行する。